

第
4823
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 9月30日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 白色申告者の簡易な方法による記載

Q：私は不動産を営む白色申告者です。平成26年から記帳・帳簿等の保存が必要になるそうですが、簡易な方法による記帳もあるそうです。どのような方法なのですか？

A：次のような方法です。

【解説】

簡易な方法による記帳は、不動産所得のほか事業所得、山林所得、農業所得を有する白色申告者に認められているもので、次のようになっています。

①収入に関する事項

収入は、賃貸料や雑収入のようにそれぞれ適宜な項目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載します。ただし、保存している契約書、領収書控等によりその内容を確認できる取引については、その項目ごとに、日々の合計金額のみを一括記載することができます。

②費用に関する事項

費用は、雇人費や減価償却費、貸倒金、地代、借入金利子及びその他の経費の項目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載します。ただし、次の方法によることもできます。

(イ)少額な費用については、その項目ごとに、日々の合計金額のみを一括記載する。

(ロ)現実に出金した時に記載する。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。

